

焼津市農業委員会 7 月総会議事録

1 日時

令和 3 年 7 月 16 日(金)午後 2 時 ~ 午後 2 時 40 分

2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	×	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山飛口 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地転用届出事項の変更届出について

第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について

第 6 号 農業用施設証明願について

第 7 号 農地の利用目的変更届出について

第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 9 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 非農地証明書の交付について

第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

第 5 号 農用地利用集積計画の修正について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 7 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。5 番深津三郎委員、15 番杉本芳郎委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 9 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 9 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 9 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 9 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可についての番号 7 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号番号 7 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中新田の農地 275 m²について、賃貸用駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、85 歳の高齢で農作業に従事する面積も減らしたいと考えておりましたところ、近隣の方々より駐車場として利用したいとの要望がありましたので、この度、当該地を賃貸用駐車場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、JA 大井川農協大富支店より北西へ約 400m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路、西側及び南側は宅地、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>7 月 3 日に現地確認を行いました。</p> <p>現況は事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地は写真の通り既に造成されていまして、周辺の農地は水路の反対側にあ</p>

	<p>るくらいで、周辺に農業上の影響はないかと思われまますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号7は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号8について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号8を朗読後、説明】</p> <p>本件は、大島の農地373㎡について、農業用機材置場及び搬入搬出路敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、子供・孫の手を借りて耕作を続けておりますが、稲作の生産性の向上が見込めないこと、また、芝生の需要が高まっていることから、芝生栽培への転換を図るため、当該地を農業用機材置場及び北側の農業用施設用地への搬入・搬出路として使用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、栃山川自然生態観察公園より南東へ約500mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側及び南側は道路、北側は水路及び田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「農業用施設」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田龍治	<p>こちら先ほどと同じく7月3日に現地調査を行いました。</p> <p>現在は稲が植わっていますが、稲作は生産性が見込めないということで、南側の道路より農業用機械を搬入する資材置場及び搬入路としてとして使用したいということで申請に及びました。</p> <p>周辺には田がありますが、申請者本人の持ち物であり、他の方への農業上の影響はないかと思われまますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号8を許可することに決定しました。</p>

	次に、議案第1号、番号9を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>【議案第1号番号9を朗読後、説明】</p> <p>本件は、大島の農地297㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する大島1098番地に息子家族と同居しておりますが、この度、息子家族は申請地に隣地する既存宅地の大島1100番地に新築することになりました。しかし、その建築敷地は従来駐車場として使用していた車庫を取壊して新築することになるため、家族の駐車場の確保を余儀なくされ、また、当該地は申請人の住宅に隣接しており、保有車両4台と来客用駐車場の確保及び狭隘な前面道路のために必要とされる回旋スペースを含めて、この度、当該地を駐車場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津給食センターより南西へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び北側は水路、西側は農地、南側は宅地であります。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 増田龍治	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>現場は大島のはごろもフーズ工場の東側付近に位置する農地です。</p> <p>現在申請地の隣接地には車庫が建っておりますが、これを壊して住宅を新築する際、車の置場がなくなってしまうため、申請地を駐車場としたいということがあります。</p> <p>周辺にはほかに農地はなく、農業上の影響はないと思われることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号9は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号21を朗読後、説明】</p> <p>本件は、石脇上の農地299㎡について、分家住宅敷地に転用したいという申請で</p>

	<p>あります。</p> <p>申請人は、現在、使用貸人(かしにん)住宅に同居しておりますが、子の誕生により、現在の住居では手狭であるため、今般、当該申請地に分家住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立東益津中学校より北西へ約 200m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び南側は田、西側は宅地、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12 番	<p>事務局の説明の通りです。</p> <p>申請地の現地確認をしましたが、現在は水稻が行われております。</p> <p>同居する父の農地を埋め立てて、住宅とする申請であります。</p> <p>申請面積も最小限で、周辺農地への影響も軽微であり、排水計画もしっかりしているの、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号番号 21 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号番号 21 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 22 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 2 号番号 22 を朗読後、説明】</p> <p>本件は、田尻の農地 150 m²について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、平成 11 年に来日して、平成 24 年から焼津市すみれ台の県営団地で妻と息子 2 人、娘の家族 5 人でアパートに住んでおりますが、現在の住居では手狭であるため、申請地北側に隣接する宅地に自己住宅を建築することから、この土地が幹線道路の交差点の角地にあり、車両の出入りが大変であるため、申請地を譲り受けて駐車場及び住宅への進入路敷地として転用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立和田小学校より北東へ約 500m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側、西側及び南側は道路、北側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 桜井	7月5日に現地確認をしました。周辺は事務局の説明の通り道路です。排水路もしっかりしており、問題はなく、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号22を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号22は許可することに決定しました。 次に、議案第2号、番号23について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号番号23を朗読後、説明】 本件は、飯渕の農地344㎡について、太陽光発電施設敷地に転用したいという申請であります。 譲受人は、静岡市に本社を置き、太陽光発電システムを利用した発電事業を営む法人です。 申請人は、申請地にソーラーパネルを設置し、環境に配慮しつつ再生可能エネルギーの普及のため、今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、大井川港より北西へ約800mに位置している第2種に該当する農地です。 申請地の東側は水路及び道路、西側は道路、南側は水路及び道路、北側は田及び畑であります。 審査したところ、本案件は、第2種農地でありますので代替性の検討が必要となり、代替性の検討表により他(ほか)の土地での代替性がないこと、また、一般基準をみたせば許可となります。 周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 18番	事務局の説明の通りであります。 譲渡人が農地の維持をするのが難しいことから、土地の有効利用をはかる目的で、譲受人が太陽光発電施設を設置する運びとなりました。 7月5日に現地調査を行いました。転用によって周辺に与える影響は軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。次に、議案第 2 号、番号 23 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 23 は許可することに決定しました。次に、議案第 3 号、非農地証明書の交付について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、焼津市立東益津小学校から南東へ 200m に位置している調整区域内の農地であります。</p> <p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、物置・車庫敷地として一体利用されていることが確認できました。</p> <p>また、(昭和 51 年の線引き前)航空写真により当時の利用状況を確認したところ、申請地は物置敷地として一体的に利用されていたことが確認できました。</p> <p>今回の案件につきましては、物置敷地として線引き前より利用され、現在は物置・車庫敷地として 10 年以上が経過しており、農地への復元が容易でない判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局は考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12 番	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>現状は建物が建っており、そこまで古く見えませんが、実は農地法が制定された昭和 27 年よりも前の昭和 11 年建築の建物ということで、農地法適用外であり無断転用にも当たらないということになります。</p> <p>その状況を証明するものとして、線引き前の昭和 51 年当時の航空写真にも建物がしっかり映っていました。</p> <p>このことから条件を満たしているため、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、非農地証明書の交付について証明書を交付することにご異議ありませんか。【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、非農地証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

【質疑なし】

質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。

【着席】

以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年7月総会を閉会します。